

認定事例

(災害補償課)

捜索出動において、^{いし}縊死状態の行方不明者の第一発見者となり、急性ストレス反応を発症した事案（公務上）

1 災害を受けた者

A県B村消防団 団員
災害発生当時21歳 公務員

2 災害発生日

N年7月29日

3 災害発生状況

7月29日10時43分覚知による捜索出動のため、11時00分に第1分団が召集され役場職員、警察、消防職員及び消防団員と11時10分ごろから捜索を開始した。

17時36分、当該団員が立ち木に縊死状態の行方不明者の第1発見者となる。発見時の状況は、当該団員が林の中をかき分けて捜索中に突然目の前に遺体の後ろ姿が現れたため、正面に回って顔を確認したが、遺体は木の枝からロープでぶら下がっており、死後の時間経過から虫の産卵等による損傷が激しい状態であった。

発見後、パニックになりながらも近くの先輩団員を呼んだ後、警察による聴取を受けた。その後、職場である役場庁舎へ帰庁したがパニック状態が継続していたため、先輩団員と共に消防署へ来署し、グループミーティングを実施、帰宅後1人にさせないよう実家へ帰らせた。

翌30日及び31日は休暇を取り様子を見ていたが、発見時の様子が何度もフラッシュバックするため、31日に専門医療機関を受診したところ、急性ストレス反応と診断された。

4 治療担当医意見

急性ストレス反応にて、7月31日初診、8月2日の計2回受診。行方不明者捜索にて縊死の第一発見者となった。パニック、

感情失禁(※)等の症状は一過性で、主だった捜索関係者と同席面談、デブリーフィングを行い、その後症状消失確認し、診療終了となった。

※感情の抑制が利かず、感情が漏れ出す状態のこと

5 健康状況等

精神疾患に関する既往歴：なし

趣味：マラソン

性格：明朗快活

家族構成：実母、実兄の3人家族 別居

【説明】

消防団員等公務災害補償制度において、精神疾患等を「公務と相当因果関係を持って発生したことが明らかな疾病」として取り扱うには、労働者災害補償保険制度では通知「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日基発1226第1号。以下「労基通知」という。)の例により検討することとなり、次の(1)、(2)及び(3)のいずれの要件も満たす対象疾病を業務上の疾病として取り扱うこととされている。

- (1) 国際疾病分類第10回修正版(以下「ICD-10」という。)第V章「精神および行動の障害」に分類される精神障害(器質性のもの及び有害物質に起因するものを除く。)であって、主としてF2からF4に分類される精神障害を発病していること
- (2) 当該疾病の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
- (3) 業務以外の心理的負荷及び個体側要因により当該疾病を発病したとは認められない

こと

その上で、公務災害に該当する(公務上)か、該当しない(公務外)かは、他の災害補償制度の取扱いに準じ、まず、公務遂行性があるか否か、次に公務起因性が認められるか否かにより判断することとなる。

(1) 公務遂行性について

本件のような災害によらない捜索については、消防機関が絶対遂行しなければならない固有の事務ではないが、人命の尊重という社会的要請に応じて市町村長の要請により消防団長の支配下で捜索活動に従事した場合は公務として取り扱われているところである。本件は、家族から警察に行方不明の通報がされた後、警察から村役場の保健福祉課へ情報伝達があり、副村長、消防署長及び各課長らが参集し、会議を経て村及び消防による捜索の実施が決定され、捜索活動に従事していたことから、消防団の業務と解され、公務遂行性は認められる。

(2) 公務起因性について

前述3にあるとおり、被災団員は行方不明者の捜索活動において、縊死状態の行方不明者の第1発見者となり、虫の産卵等により激しく損傷していた顔を確認するという異常な出来事に遭遇したことによりパニック、感情失禁等を起こしており、治療担当医からは「急性ストレス反応」と診断されている。

このことについて、医学的知見によると、急性ストレス反応とは強い心理的ストレスに遭遇した時に起こる心身の反応で、あらゆる反応が起こる可能性があるが、多く見られる症状としては茫然自失、混乱、困惑等があり、その様子が治療担当医にパニックとして映ったと考えられ、また、強いショックを受けてから1か月以内に症状が消退していることから、急性ストレス反応という診断に矛盾はないとのことであった。

また、要件(2)及び(3)に関することとして、被災団員は本業で特記すべきことはなく、家族構成も、独身による独居状態で特記すべき事項はないとのことであり、本件は公務遂行性の認められる捜索活動時に、損傷の激しい遺体を目撃したことによる強い心理的ストレスに遭遇したため、急性ストレス反応を発症したと考えられることから、公務起因性が認められる。

したがって、傷病名(急性ストレス反応)については、ICD-10のF43「急性ストレス反応」に該当すること、消防団活動による強い心理的負荷が認められること及び消防団活動以外で強い心理的負荷が認められないことから、前述の要件(1)から(3)のいずれも満たしており、本件災害については、公務遂行性及び公務起因性のいずれも認められることから、公務上の災害と判断した。